

給付管理票関連（居宅介護支援センター、地域包括支援センター向け）

No.	質問	回答
1	給付管理票の区分「新規」「修正」「取消」について	「介護給付費請求の手引き（p.5）」を参照してください
2	A居宅介護支援事業所の給付管理票が審査通過したが、本当はB居宅介護支援事業所が給付管理票を提出しなければならなかった。この後の対応について	B居宅介護支援事業所が給付管理票（作成区分： <u>修正</u> ）を提出してください。 ※給付管理票（作成区分： <u>新規</u> ）を提出すると、ANNJ（資格：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済）エラーが発生し返戻となりますので注意してください。
3	給付管理票に、サービス事業所A・B・Cの記載が必要なところ、A・Bのみ記載し、その給付管理票が審査通過してしまった。	サービス事業所A・B・Cが記載された給付管理票（作成区分： <u>修正</u> ）を提出してください。 ※サービス事業所Cのみ記載すると、審査通過しているサービス事業所A・Bが過誤扱いとなり査定（マイナス）されるため注意してください。
4	月の途中から小規模多機能型居宅介護（以下、「小多機」という。）を利用を開始している（あるいは、月の途中から小多機の利用を終了した）利用者の給付管理票は、どこが提出するのか	一月のうち全て小多機を利用している場合は小多機のケアマネが給付管理を行います。一月のうちに居宅介護支援事業所が関わっている場合は、居宅介護支援事業所が給付管理票を提出します。  <例 一月のうち> ①居宅A→小多機の場合 居宅介護支援事業所A ②小多機→居宅A 居宅介護支援事業所A ③居宅A→小多機→居宅B 月末の居宅介護支援事業所B ④小多機C→居宅A→小多機D 居宅介護支援事業所A が給付管理票を提出します。  詳細は、 介護給付費請求書等の記載要領について（厚生労働省老健局老人保健課長通知） 5 給付管理票に関する事項（様式第八） をご確認ください。
5	月の途中で要支援から要介護に変更になったが、介護のサービスがない場合の給付管理票はどこが提出するのでしょうか。	基本的には月末時点の居宅介護支援事業所が提出しますが、保険者と確認・相談の上、対応してください。

給付管理票関連（居宅介護支援センター、地域包括支援センター向け）

No.	質問	回答
6	<p>&lt;介護予防支援費&gt;</p> <p>給付管理票に委託先の居宅介護支援事業所Aの番号を間違えてBと記載したため、原案作成委託料が居宅介護支援事業所Bに支払われてしまった。</p>	<p>次のとおり対応してください。</p> <p>① 介護予防支援費を取り下げ（過誤調整依頼書を該当保険者へ提出）</p> <p>② ①の2、3か月後、過誤決定通知書が送付される。</p> <p>③ ②の確認後、正しい給付管理票（作成区分：修正）（委託先の事業所番号：A）を提出する。</p> <p>④ <u>③の給付管理票が返戻にならないことを確認して、介護予防支援費を月遅れ請求する。</u></p>
7	<p>&lt;総合事業の介護予防ケアマネジメント費&gt;</p> <p>給付管理票に委託先の居宅介護支援事業所Aの番号を間違えてBと記載したため、原案作成委託料が居宅介護支援事業所Bに支払われてしまった。</p> <p>（給付管理票とケアマネジメント費が同時に審査通過した場合）</p>	<p>No.5の回答のとおり対応してください。</p> <p>※介護予防支援費は介護予防ケアマネジメント費に読み替えてください。</p>
8	<p>&lt;総合事業の介護予防ケアマネジメント費&gt;</p> <p>給付管理票に委託先の居宅介護支援事業所Aの番号を間違えてBと記載。</p> <p>給付管理票の内容に上記以外の問題があり、<u>給付管理票が返戻。</u></p> <p><u>ケアマネジメント費だけが審査通過した。</u></p> <p>結果、原案作成委託料が居宅介護支援事業所AとBのどちらにも支払われなかった。</p>	<p>No.5の回答のとおり対応してください。</p> <p>※介護予防支援費は介護予防ケアマネジメント費に読み替えてください。</p>
9	<p>&lt;総合事業の介護予防ケアマネジメント費&gt;</p> <p>No.7の発生後、 ①②（介護予防ケアマネジメント費の取り下げ）を行わずに ③（給付管理票の修正）を行い、 その給付管理票が審査通過してしまった。</p>	<p>次のとおり対応してください。</p> <p>① 給付管理票（作成区分：修正）（委託先の事業所番号：空白）を提出</p> <p>② <u>①の給付管理票が返戻にならないことを確認して、介護予防ケアマネジメント費を取り下げる（過誤調整依頼書を該当保険者へ提出）。</u></p> <p>③ ②の2、3か月後、過誤決定通知書が送付される。</p> <p>④ ③の確認後、正しい給付管理票（作成区分：修正）（委託先の事業所番号：A）を提出</p> <p>⑤ <u>④の給付管理票が返戻にならないことを確認して、介護予防ケアマネジメント費を月遅れ請求</u></p>